

(2) 申込書
別記様式
申込方法

(3) 受講申請書は、申込書に返信用封筒(定形封筒に返信先を記入し八十四分の切手を貼付したもの)複数名の受講をまとめて申し込む場合は角型二号封筒に百六十百分の切手を貼付したものを添えて、文化庁長官官房著作

別記様式(日本工業規格A4横型)

ふりがな		氏名		生年月日	昭和	年	月	日
勤務先	住所	電話番号						
受講地(いすれかを○で囲むこと)	東京会場	()						
受講資格(カッコ内の該当番号を○で囲むこと)	平成12年4月14日付け文化庁告示第7号第5項(1)、(2)、(3)、(4)に該当する。							
受講理由(受講資格が第5項(4)である者のみ記入)								
講習会受講歴(いすれかを○で囲むこと)	あり							

○厚生省告示第二四六号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十二年三月厚生省告示第六十一号)の一部を次のように改正する。

平成十二年四月十四日

別表に第6部として次のように加える。

品名	追補内	第6部	追補内	規格	単位	薬価(円)
(あ) アスピリン1mg錠						26.70
アスピリン3mg錠						62.50
(す) ストガー錠5						40.80
ストガー錠10						68.00
(ふ) プロテカジン錠5						40.80
プロテカジン錠10						68.00

権課(東京都千代田区霞が関三二一二二二郵便番号一〇〇一〇〇一三)に申し込むこと。
(4) 受講料 無料
九 受講修了者
九 受講成績が良好と認められた者
十 修了証書
受講修了者には修了証書を授与する。

品名	注	規格	単位	薬価(円)
(い) イミグラン注3		3mg 1mL 1管		3,463
(き) キロサイホン注		400mg 1管		7,302
(せ) サンリウム注射液50		50mg 5mL 1管		1,008
(ふ) フルグアラ		50mg 1瓶		39,967
(ま) マーカイン注射液0.5%高比重	外	0.5% 4mL 1管		480
マーカイン注射液0.5%等比重		0.5% 4mL 1管		480

品名	注	規格	単位	薬価(円)
(あ) アイピナル点眼液		0.5mg 5mL 1瓶		1,116.00
(く) クラビット点眼液		0.5% 1mL		163.90
(け) ケタス点眼液		0.5mg 5mL 1瓶		1,116.00
(せ) セフナーントクリーム2%		2% 1g		58.80
(と) ドボネックス軟膏		0.005% 1g		160.70
(な) ナボールゲル		1% 1g		12.50
(ほ) ホルカレンゲル		1% 1g		12.50

○厚生省告示第二四七号
消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十六号)第十四条の四の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理(平成三年六月厚生省告示第百三十号)の一部を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。

平成十二年四月十四日

第一項第十二号を次のように改める。
十一 歩行器

歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有するものにあつては上肢で保持して移動させることが可能なもの、二輪、三輪又は四輪のものにあつては使用時に体の前又は

は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないもの。

○厚生省告示第二四八号

薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第十四条の五第一項(同法第十九条の四又は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定したもので、同項及び同法第十四条の五第三項(同法第十九条の四又は第二十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該医薬品の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

平成十二年四月十四日

厚生大臣 丹羽 雄哉